

答申 第 8号  
平成28年2月9日

伊勢市長 鈴木 健一 様

伊勢市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 山田 やす子

伊勢市情報公開条例及び伊勢市個人情報保護条例の改正に関する意見について（答申）

平成28年1月25日付けで諮問のありました伊勢市情報公開条例及び伊勢市個人情報保護条例の改正に関する意見については、下記のとおりお答えします。

#### 記

1. 審査会開会日 平成28年2月4日（木）
2. 開会場所 伊勢市役所東庁舎4-3 研修室
3. 出席委員及び事務局員  
会 長 山田 やす子 委 員（職務代理者） 濱田 秀也  
委 員 富永 健 委 員 杉山 謙三  
事務局（総務課） 中川 雅日 倉野 雄介
4. 諮問内容説明者 総務課 中川 雅日
5. 諮問内容

行政不服審査法が全部改正され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てる制度（不服申立て）について、関連法制度の整備・拡充等を踏まえ、①公正性の向上、②使いやすさの向上、③国民の救済手段の充実・拡大の観点から、制定後50年ぶりに抜本的な見直しを行われることになった。

これにより、情報公開条例に基づく公文書の公開決定等及び個人情報保護条例に基づく保有個人情報の開示決定等に対する不服申立制度について、改正行政不服審査法との整合を図るため、条例を改正する必要があることから、意見を求められたもの。

#### 6. 審査会としての答申

今回の伊勢市情報公開条例及び伊勢市個人情報保護条例の改正については、行政不服審査法の改正の趣旨に沿った規定の整備であること、また情報公開条例に基づく公文書の公開決定等及び個人情報保護条例に基づく保有個人情報の開示決定等に対する不服申立制度に関し、改正行政不服審査法との整合を図るために必要な改正であることから、伊勢市情報公開条例及び伊勢市個人情報保護条例の改正について、提案された案のとおり改正することが妥当である。